

会報

第569号

平成28年2月1日発行

一般社団法人
監査懇話会

編集発行人 菅野 重雄

<http://kansakonwakai.com/index.html>

第281回監査セミナー

平成27年12月15日

講師：山口利昭法律事務所 弁護士（大阪弁護士会）山口 利昭氏
題：動き出した監査等委員会設置会社－その光と影－



改正会社法の下で動き出した監査等委員会設置会社の光の部分と影の部分について、運用あるいは社外取締役の機能等を含め、解説と私自身の考え方を交えてお話しいたします。

1. 監査等委員会設置会社への移行状況

- ・監査等委員会設置会社（2015年12月3日現在 移行済みor移行表明会社）：上場会社275社及び非上場会社（上場会社のグループ会社）数社か
- ・市場別移行会社比率（2015年12月3日現在）：JASDAQが7%、ほか1部、2部、マザーズが5%程度で並ぶ
- ・指名、報酬委員会等の任意機関の設置会社：8月末現在の監査等委員会設置会社217社中13社
- ・「権限委譲」に関する定款変更とセットで移行：移行企業の9割超（定款変更議案への賛成率も9割以上の企業が圧倒的多数）
- ・常勤監査等委員の有無（8月末現在）：217社中178社で有
- ・監査等委員会スタッフの有無（8月末現在、ただし開示されている会社のみ集計）：常勤監査等委員の存在する会社では178社中93社で有、常勤監査等委員が不在の会社では32社中23社で有

2. 監査等委員会設置会社の仕組み（概要）

監査等委員会設置会社の機関

- ・株主総会
一人会社でも会計監査人を置くことが求められるのは、内部統制システムを活用した監査が求められるため（会計監査人は計算書類作成に関する内部統制に精通しているから）
- ・取締役会
取締役は最低4名必要、監査等委員会が3名、監査等委員は業務執行ができないので代表取締役は別途必要
- ・代表取締役
重要な業務執行の受任（定款or過半数が社外取締役）
- ・監査等委員会→監査等委員は「機関」ではない

※一問一答平成26年改正会社法24頁参照
組織的権限行使が原則、会計監査人の選解任権・報酬同意権、常勤監査等委員の設置は任意

- ・会計監査人
- ・会計参与（必要的機関ではない）

監査等委員が単独でやらねばならないこと

- ・報告義務の履行
取締役の違法行為等について、取締役会への報告義務（399条の4）
総会議案の法令違反について、株主総会への報告義務（399条の5）
- ・違法行為の是正
取締役の違法行為等差止請求権（399条の6）
- ・株主総会における意見陳述権
他の監査等委員の解任・選任について単独で意見陳述（342条の2Ⅰ）
自身の辞任について意見陳述（342条の2Ⅱ、Ⅲ）
「他の取締役の指名・報酬に関する意見陳述」は監査等委員会（選定監査等委員）の権限

3. 監査等委員会設置会社とコーポレートガバナンス・コード

会社法327条の2の新規定とともに、コーポレートガバナンス・コードの策定

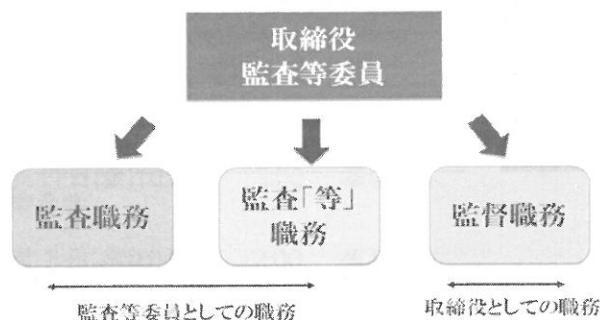
【原則4－8独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである

- ・監査等委員会設置会社へ移行する企業が増加したことの原因
- ・監査役が取締役監査等委員へ「横滑り」した（一部でも）企業も多い

4. 監査等委員会設置会社の取締役監査等委員の職務とジレンマ経営評価権限を中心に



監査等委員会設置会社の取締役監査等委員の職務

・監督職務

取締役の立場で、取締役会構成員として業務執行の決定、取締役の職務執行の監視に努める
ただし、モニタリングモデルとしての取締役会志向が強いことに留意－「経営方針の決定」

・監査職務

監査等委員としての立場で、組織として機関意思決定が行われる→指名委員会等設置会社の監査委員会に類似

ただし、監査等委員は取締役会における解職手続はなし（指名委員会等設置会社とは異なることに注意）

→独立性確保の要請

・監査「等」職務

監査等委員以外の取締役の選任等及び報酬に関する意見決定職務

会社法上の利益相反取引に対する承認制度

→監査等委員会特有の利益相反監督機能

監査等委員会の具体的な経営評価プロセス

①監査等委員ではない取締役の選任議案

（形式面）

業務執行側が取締役選任議案の内容を決める

→監査等委員会に対して内容通知

→監査等委員会が内容を審議（意見決定）

→業務執行側、監査等委員会の意見を前提に取締役会で審議

（実質面）

取締役選定の基本方針があれば、その基本方針に沿った形での選任手続がなされたかどうかチェック

そのうえで選任が適正か否か、実質面をチェック

取締役会がモニタリングモデルであれば、経営執行部が取締役会のあり方をどのように考えているか（たとえばダイバーシティの考え方）把握をして、そのあり方との整合性をチェック

②監査等委員ではない取締役の報酬等の評価手続

監査等委員会による（監査等委員ではない）取締役の報酬等に対する意見陳述権（361条6項）は、監査等委員会の意見決定職務に基づくものであるが（399条の2、3項3号）、報酬議案の有無とは無関係に意見決定をしなければならない

→報酬議案とは関係なく、定期的に報酬の妥当性を評価し、監査等委員会としての意見を決定すべきである。実務上は定時株主総会の招集を決議する取締役会の前に、報酬についての意見陳述を行うかどうかも含めて報酬等に関する意見を決定する

★つまり、取締役の選解任に関する株主の議決権行使にあたり、取締役の報酬等への監査等委員会の意見をも反映させることが重要！

5. 監査等委員会設置会社の社外取締役のリーガルリスク 監査等委員会設置会社への移行に関する個人的見解

①モニタリングモデルとしての長所・短所を経営者が理解しつつ移行するのであれば、前向きに評価できる→そのような会社は「権限委譲」に関する定款変更とセットで移行することは合理的である

②監査等委員である社外取締役候補者は、その職務内容やリスクを理解したうえで就任すべきである

③なによりも「内部統制システムを活用した監査」とはどのような監査なのか、単純に経営管理のための内部統制ではなく、経営者自身も規律する内部統制システムを念頭に置いていることを経営者が理解する必要あり→内部監査部門や法務部門の地位向上！

移行会社はモニタリングモデルを標榜しているか？

9月総会までに監査等委員会設置会社に移行した会社のうち、ガバナンス情報を更新していない会社を除く190社の分析結果（当職ブログ「ビジネス法務の部屋」10月12日付けエントリー参照）

・監査等委員である社外取締役以外に社外取締役を選任している会社→30社

つまり全体の84%の移行会社が監査等委員である取締役以外に社外取締役は不在である！

モニタリングモデルを採用せず、定款変更によって重要な経営判断を業務執行取締役に委譲するとなると監査の危機ではないか？

「監査の危機」への対応について－「妥当性監査」を意識する

取締役監査等委員には「監査職務」を担うものであり、これは「妥当性監査」も含むものである。したがって、妥当性監査権限を最大限活用すべき

①御社がアドバイザーモデルの監査等委員会設置会社の場合

業務執行の妥当性監査の結果は監査報告に記載すべきものではない（個々の取締役監査等委員は審査を通じて「監査」に関与）

→取締役会における意思決定過程（つまり議決権行使による監督機能）を通じて妥当性を審査する

②御社がモニタリングモデルの監査等委員会設置会社の場合

→経営の基本方針に従って業務執行が行われているかどうかの評価を通じて経営の妥当性を審査する

監査等委員による株主ガバナンス実現への主導的関与

監査等委員会設置会社の特徴は監査等委員会による、業務執行者への監督機能の発揮である。広範な権限を業務執行者に委譲してスピード経営を果たすためには、是正権限を含む監督機能の発揮がとりわけ求められる

その中心的機能が経営者の人事権行使（指名、解任、報酬決定）である

そこで、社外取締役を中心に構成される監査等委員会が、監査等委員以外の取締役（代表取締役を含む）の選解任ならびに報酬等についての意見を決定し、監査等委員会が選定した監査等委員が株主総会で意見を述べるができることにした。その意見が株主に広く知らされ、その議決権行使に影響を与えることによ

って株主による取締役に対する監督が実効性を持つことになる。－監査等委員による株主ガバナンス実現への主導的関与（前掲「一問一答平成26年改正会社法」41頁参照）

★監査等委員である社外取締役は、このような覚悟をもって就任するのだろうか？

6. 監査等委員会設置会社の長所を活かすポイントとは？

(1) 監査等委員が情報収集権限（監査権限）を持つ取締役であることを活かす

経営判断の決断を後押しするためには、良いブレーキが必要⇒社外の常識と社内の暗黙知とのすり合わせを心がける

- ・悪いブレーキを効かせると当該取締役には情報が入ってこなくなる
- ・社長が納得するリスク分析は、会社の現状を把握したうえで社外の常識・知見を盛り込むことが不可欠

→取締役監査等委員の情報収集機能を発揮することが大切

(2) 取締役監査等委員が「第2思考回路」を持つ－PDCAにこだわる

- ・取締役会で決定し、実行したことの評価を誰もや

りたがらない

しかし、誰かがやらなければ ①その決断の失敗（成功）は経営者の才能によるものなのか、それとも②たまたま経営環境が悪くて（良くて）失敗（成功）に至ったのか、明らかにならない

→業績評価は困難

また、リスク管理の手法について、内部統制システムを整備することには関心が向くが、その運用については誰も注目していない

(3) 「サクセッションプラン」に代わる社内慣行を模索すること

社内力学で次期社長、次期執行役員を決めることは企業価値向上の点から決して悪いこととは思えない

また、サクセッションプラン（後継者計画）を社長が直ちに受容するようにも思えない

しかし、「俺に代わって社長ができる奴がいる」という現社長の意識が経営に緊張感を生む。また、組織には常に順風が吹いているとは限らないのであり、経営環境が変化し続け、スピード経営が求められる中で「会社のトップとしてふさわしい人は誰か」を決めるプロセスを明らかにしておくことは、競争力を確保するための大前提だと考える

（文責 田中 彰）

第721回講演会

平成27年12月8日

講師：森ビル(株) 広報室リーダー 渡邊 茂一氏
演題：虎ノ門ヒルズと周辺地区開発

《創業から都心開発を》

総合ディベロッパーである森ビルは1959年に森泰吉郎が創立した。森家はこの虎ノ門ヒルズのある新橋周辺で米屋を営んでいたが、その傍ら周辺の大家、地主から土地・家屋の管理を受託しており、それが当社の街づくりのきっかけである。

最初に手掛けたビルは57年に完成した西新橋第2森ビルで、これは今も現存している。森ビルの特徴は自分の地所だけでなく、近隣にも「一緒に街づくりを」と声をかけ、共同で大きな街区としてビル建設することである。これにより、土地自体の価値が上がった。この創業時からの街づくりの特色は今も継承されており、例えば六本木ヒルズは400世帯の地権者の皆さんとともに作り、完成後10年以上たった今も一緒に自治会などを運営、毎年新しいイベントや伝統的なお祭り、六本木の街中で夜通し現代アートを楽しめる六本木アートナイトなどで、毎年4千万人の方に来ていただいている。

この後、50年代～70年代にはナンバービルと呼ばれるものを作り、

高度経済成長のオフィス需要に応えてきた。その後、78年には原宿にラフォーレ原宿をオープンし、商業ビルの分野にも参入した。

このように、森ビルは創業時から一貫して、東京の都心部に集中的に経営リソースを投下し、地域の皆さんなどと共同で開発を進めてきている。

《バーティカル・ガーデンシティ》

森ビルは、「バーティカル・ガーデンシティ」という理想の都市モデルを提唱してきた。我々の都市づくりの根幹をなしているこの都市モデルは、その名の通り、バーティカルに都市の機能を集約し、垂直に展開することで、地上部や建物の屋上などに緑を配置し、職住近接のコンパクトシティを実現するもの。高層タワーにオフィス、住宅、商業施設や国際会議場などを縦に集約し、地下には道路、図書館、コンサートホール、スポーツジムなど自然光のいらないものを入れる。このように空中も地下も立体的に活用することで地上部分にオープンスペースを確保する。そこに緑、公園、幅の大きな区

画整理した道路を通すことで、歩道圏内で移動できる、住まいやオフィスやショッピングセンター、休暇を過ごす文化施設などを複合したコンパクトシティができる。

この「バーティカル・ガーデンシティ」に基づいて、森ビルは様々な再開発を手掛けてきた。プラザ合意の翌年、86年に当社のエポックメイキングにもなる、赤坂のアークヒルズを竣工した。民間初の大規模再開発事業といわれた。24時間グローバルにビジネスができ、オフィスだけでなく住宅、ホテルや文化施設などを複合的に備え国際的な時代の要請にこたえた。また、続く01年には青松寺という寺と一体的に開発した愛宕グリーンヒルズが、03年には六本木ヒルズが開業した。文化都心を目指し、住宅、オフィス、ホテルなどのほか、中心となる森タワーの一番上に森美術館を作った。現代美術については世界有数、アジアを代表する美術館だ。その後、06年に住宅と商業施設複合の表参道ヒルズができたが、建物の半分以上が地下にある。表参道の並木の傾斜に合わせて

安藤忠雄氏が設計した。こうして培った複合開発、都市開発のノウハウを世界に展開したいとオープンしたのが08年の上海環球金融中心である。

《虎ノ門ヒルズと新虎通り》

江戸城の外郭門の一つ「虎ノ門」に由来する虎ノ門。戦後の高度成長期を支えたビジネス街であった。07年の空撮写真を見ると、巨大ビルが建つ新橋・汐留、愛宕、霞が関に囲まれた虎ノ門のエリアだけが、高度成長期の中小ビルが機能更新されずに残っているのが一目でわかる。このような中規模、小規模のビルはフロアプレートが小さいため大企業を呼び込むことができず、その悪循環で大きなテナントがこのエリアから出ていった。港区には外資系企業が集積し、外国大使館も70以上あり、外国人の居住者も2万人を超えている、アジアのヘッドクォーターを構えるのに最適な場所だ。それにもかかわらず、地盤沈下していた虎ノ門エリアに、2014年6月に国際新都心形成の起爆剤として虎ノ門ヒルズが誕生した。東京都の事業で、森ビルは事業協力者となった。1946年、終戦の翌年に環状2号線の都市計画が決定されたにも関わらず、用地買収の困難さからプロジェクトは容易に進まなかったが、89年に立体道路制度が導入され大きく前進した。それまでは道路の上下に建築物を建てることはできなかった。しかし、立体道路制度を使えば、道路の上下に建築物を建てることで、転出せずこのエリアに住み続けたい権利者の皆さんに、虎ノ門に住み続けていただける。これにより環状2号線の整備が急速に進んだ。森

ビルは、09年には特定建築者になり、14年に虎ノ門ヒルズが開業した。

再開発は、当然ながら地域の人や都などと念入りに協議して進めた。バーティカル・ガーデンシティの視点で見ると、虎ノ門ヒルズの複合要素のポイントは道路との一体開発である。

虎ノ門ヒルズの用途は47～52Fがホテル。ハイアットホテルが運営する日本初上陸のブランド「アンダース東京」。164室あり、宿泊や宴会などかなりの人気。住宅は37～46Fの172戸。分譲、賃貸が半々。分譲は即完売。6～35Fがオフィスで開業時にはほぼ満床でスタートできた。それだけこの虎ノ門エリアは注目されていると考えている。4～5Fがカンファレンス。1～4Fが店舗で主にオフィスワーカーのための店となっている。また、6,000平方メートルの緑地を確保しており、オーバル広場では、ヨガ、自動車の展示会などイベントを行っている。さらに、ミストが流れるクールスポット、太陽光の発電による無料の携帯電話の充電装置（シティチャージ）など、企業の先端的な取り組み、実証実験の場としても活用されている。

新虎通りは幅員40メートル。歩道が幅13メートルあり、パリのシャンゼリゼが20メートルなので、相当な幅といえる。歩道は様々なイベントをしたり、仮の店舗を設置することができる、都の東京シャンゼリゼ・プロジェクトの場として指定されている。この1年半に、BMWの電気自動車を紹介するモデルルームや、レストラン、ブティックなど新しい店が出来ており、今後も新店舗が

続々と計画されている。また地域のNPOと一緒に清掃活動もしてきた。周辺はこれから大きく変わっていくことと思う。

《今後の戦略》

森ビルの戦略エリアは、六本木ヒルズ、アークヒルズ、虎ノ門ヒルズ、それぞれを中心とした3か所である。虎ノ門では、虎ノ門ヒルズの南北で開発を進めている。東京メトロが日比谷線神谷町～霞ヶ関の間、虎ノ門ヒルズの目の前に新駅を作る構想がある他、都もこの虎ノ門エリアと湾岸エリアを結ぶバス高速輸送システム（BRT）の構想を進めており、ここが都心の交通インフラの大きな結節点になる。また、虎ノ門エリアだけでもホテルオークラ、虎ノ門病院、気象庁、虎ノ門パストラルの跡地など他社も大規模な再開発を続々と計画している。我々は南北の虎ノ門一丁目地区と虎ノ門・愛宕地区に加え、今後10～20年の間に虎ノ門・麻布台地区、六本木5丁目地区でも開発を考えている。

今後の東京の街づくりを考えたとき、国家戦略特区と五輪という二つの追い風がある。国家戦略特区は、民間、自治体、国のそれぞれトップが協議し、トップダウンで決めて街づくりを進めるのでスピード感がこれまでと全く違う。これにより、東京の街づくりも一層スピーディーに進む。また、五輪に向けて今東京のいたるところで開発が進んでおり、オフィス供給も18年～19年頃には頂点に達し、需要もそれに見合っている、と考えられている。森ビルは虎ノ門ヒルズを起爆剤に、今後も都心の再開発を進めていく。

（文責 清水 光雄）

第520回研修見学会

平成27年12月8日

「虎ノ門ヒルズと新虎通り」

講演会に引き続き、15時から約1時間虎ノ門ヒルズ周辺の見学会を行った。参加者74名を4班編成とし、森ビル株の渡邊様（講演会講師）、佐々様他2名の引率で見学会が開始された。

虎ノ門ヒルズの中核の「虎ノ門ヒルズ森タワー」は、地上52階、高さ247mの超高層ビルで、1～4階に商業施設、4・5階は会議場、6階以上

はオフィス、住宅、最上部がホテルとなっている。

今回は主として森タワーの周囲と現在整備が進められている新虎通り（環状2号線の新橋～虎ノ門の間の地上部道路の愛称）を見学することとした。

4階の講演会場を出てエスカレーターで2階に移動し、「虎ノ門口」から外へ出た。

歩道の特許庁、虎ノ門方面に100m程進んでから森タワーの方向に振り返ると、緩やかなカーブを描きながら片側2車線の環状2号線の道路（新虎通り）が「築地虎ノ門トンネル」の入り口から地下に向っている。トンネルの長さは1.5Kmで、第一京浜国道交差点近くで地上に出る。

立体道路制度（道路の上下に建築

物を建設出来る制度)の活用を実感すると共に、敷地の有効活用を図るこのような構造の発想と実現した高度な建設技術に感心した。

続いて「虎ノ門口」に戻り、森タワーの北側にある芝生の「オーバル広場」へ。この広場は大屋根が設置された広々とした空間で、虎ノ門ヒルズにはここを含め6000m²の緑地が整備されている。降雨や日射に影響されず、様々なイベントが開催されている。広場の中央にはスペインの有名な彫刻家ジャウメ・プレンサによる巨大な作品《ルーツ》が置かれており、各国の文字等で人間が腕組みをしている姿を表現している。

将来、広場の向う側に日比谷線の新駅(霞ヶ関と神谷町駅間)が設置されることになっており、虎ノ門ヒルズにも接続されるとのこと。

この広場から森タワーの西側外周へ移動。右手にショッピング等の商業施設が入った「虎ノ門ヒルズガーデンハウス」を見ながら、「ステップガーデン」という緩やかな斜面を下り階段で進む。地下を走る環状二号线の道路の下り勾配に合わせた傾斜となっている。小川が流れ木々が植えられており、遊歩道のようになっている。所々に休息用のいすとテーブルも配置されており、自然との触れ合いのあるリフレッシュ空間となっている。

又、途中には日本初となる「シイチャージ」が設置されている。これは太陽光パネルからの電気でスマホ等の充電が出来る設備で、誰でもが無料で利用でき災害時には非常用電源として活用される。

この「ステップガーデン」を降りきると、新橋方向に真直ぐに伸びる新虎通りが目に飛び込んでくる。

交差する愛宕下通りから日比谷通りまでの区間を、引率者から説明を受けながら進み、反対側の歩道を戻ってきた。

新虎通りは全体幅40mで、片側1車線(地下に片側2車線の環状二号线本線)の車道と、片側幅員13mの歩道・自転車道が整備される。

街路樹、電線共同溝設置工事はほぼ完了し、現在は歩道の整備工事が急ピッチで行われていた。

新虎通りは東京都のシャゼリゼプロジェクトの対象地域に選ばれており、道路占用許可の特例制度を利用し歩道上にオープンカフェが3か所設置されている。

2020年には、羽田空港、湾岸エリアの選手村、そしてメインスタジアムのある都心部を結ぶ、いわばオリンピッククロードになる。

しかし、沿道の建物の建替えもこれからという状況にあり、新虎通りとその沿道をにぎわいと統一感のある魅力的な街並みにするための協議会が設置されている。街区ごとの整備方針がまとまれば、今後建替え等がすすめられてゆくとのこと。

新虎通りから虎ノ門ヒルズに戻り「新橋口」へ。その手前に全面ガラス張りの換気塔(高さ約50m)が建っているが、夜間にはイルミネーションで壁面が彩られるようになっており、景観に配慮した構造となっている。

「新橋口」から森タワーに入り、アトリウムのレストランゾーンを緩

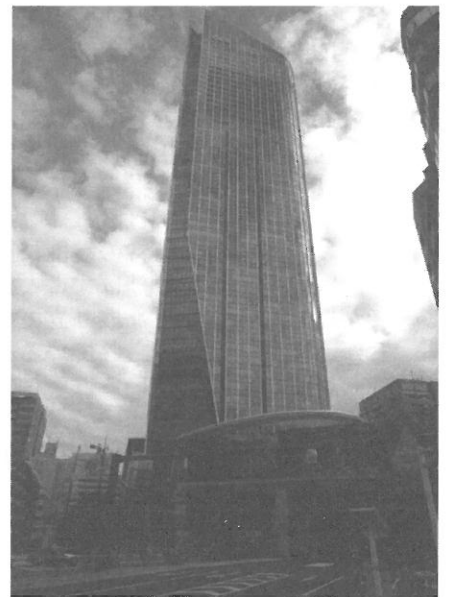
やかな階段で登りつつ、「虎ノ門ヒルズカフェ」の前まで引率して頂き見学会を終了した。

アトリウムには、虎ノ門ヒルズのキャラクターの「トラのもん」(姿はドラえもん似で、白黒のトラ柄と猫耳が特徴/藤子・F・不二雄プロと共同制作)がサンタさんの格好で迎えてくれていた。

見学会終了後「虎ノ門ヒルズカフェ」で、菅野会長の挨拶のあと1時間程(参加者66名)懇親会を行った。

末尾になりましたが、ご多忙中のところ今回の講演会・見学会の企画段階から森ビル(株)渡邊様には大変お世話になりました。感謝申し上げます。

(鎌田 建次)



第24回合同展開催さる

12月21日(月)~25日(金)文京シビックセンター(1階ギャラリー)にて写真会・句遊会・画友会共催の「第24回合同展」が開催された。会場事前打合せの時「文京アカデミー」の人から「もう24回になるのですね」と言われ、改めて歴史の蓄積を感じる。写真・俳句・絵画の出品者50名(前回48名)出品点数102点(前回92点)来場者950名(前回937名)という相変わらずの盛会であった。

写真の合地先生の講評には画友会員も、絵画の関原先生の講評には写真会員も聴講する姿が見られたが「作者が感動したポイントは何か。それを作品でどう表現するか」は写真・俳句・絵画に共通する課題である。

今回は来場者に外人の姿も目立った。「次回は英語版目録も必要では」という意見も真面目に考える必要がありそうである。

(城戸崎 雅崇)



みなさんの 広場

散歩は健康栄養サプリメント

大仲 正敏

毎朝、最寄りの小学校へ行き6時半からのラジオ体操に参加し、その後1時間ほどの散歩をしている。出来るだけ会う人には「おはようございます」と挨拶するようにしている。早朝、家の周りを掃除している人、愛犬の散歩をしている人、そして公園の花壇の世話をしている人などとはすっかり顔なじみになってしまい、挨拶だけでなくいろいろ地域の話が弾むこともある。「カサブランカが綺麗に咲いているから庭にまわって見ていってはどうか」とか、「自分の菜園で作ったから」と言ってお野菜をいただくこともある。何気なく過ごす、いつもの楽しいひと時である。

冬青空の日には畑の彼方に富士山がくっきり見える。何とはなしに手を合わせてしまう。その冬ざれた景色も、春になれば一面の菜の花畑になり、黄色一色に染められてしまう。ただその時には、富士山は霞の彼方へ消えてしまう。

最近散歩コースの途中にコンビニが出来た。非常に便利で簡単な日用品、酒類、果物、食品類等を買ったり、時には航空券の支払も済ませたりする。清潔なトイレも利用できる。

時々、さいたま市営の霊園に隣接する「野菜類の共同販売所」へ足を延ばすことがある。近くの生産者が持ちこんだ新鮮な取り立ての野菜が置かれているが、特にここで売られている鶏卵が美味しいので立ち寄ることにしている。春は満開に咲き誇る霊園の桜を愛でながら、旬の野菜なども手に入れることができる。この頃は若い女性が販売の手伝いをしており、元気で明るい雰囲気も楽しい。この「思い出の里」という霊園には元の会社の先輩のお墓もあり、時折、寄らせていただいている。

散歩コースの延長線ではあるが、我が家から30分ほど歩いたところに大宮武道館があり、中では剣道・空手・合気道等の試合や稽古が行われている。偶々、さいたま市報を見ていたら、弓道初心者教室があったので、申し込んだところ、抽選で当たって

しまった。

主催は大宮武道館であり「大宮弓道連盟」と「大宮弓武会」という団体が指導にあたり、全10回のコースで行われている。既にこれまでに4回受講している。武道館には立派な弓道場が完備されており、「基本姿勢と動作の様式」・「射法・射技の基本」のほか、実技もあるので、中々面白いが、実際に取り組んでみると難しく、肉体的にも厳しいところもある。今回の参加者は30名であり、うち6割は女性である。中に一人ドイツからきた若いモデルのような金髪美人が参加している。日本古来の武道に関心があるらしい。

先生方は教士・錬士の高段者ばかりで、礼儀作法、立ち居振る舞いには大変厳しいが、ただ、初心者ばかりの受講者であるので、かなり意図的に優しく接していただいている。

どれくらい続けられるか分からないが、もともと弓道の所作の美しさには関心があったので、今回の10回のコースはクリアして、魅力の一端くらいは掴んでみたいと思っている。

少し前になるが、サラリーマン川柳大賞に「定年後 犬も嫌がる 五度目の散歩」という句があったが、リタイアした後、することもなく「散歩」だけが日課になってしまった様子を詠んだものだが、その時は冗談ともいえない悲哀を感じたものだった。

だが今は、「散歩」は川柳にあるような、「やるせないもの」ではなくなった。自分の健康管理、特に一番なりたくない病気「アルツハイマー」の防止に非常に有効と医学情報で知り、積極的に自分の生活の一部に組み入れている。また「楽しさやモチベーション」を維持するために、講演、語学等を録音したレコーダーを携帯して聴きながら歩いている。

また散歩途中の「ひらめき」や「アイデアの思いつき」が意外に多いことにも気がついた。今や「散歩」は欠くことのできない健康栄養サプリメントとなっている。

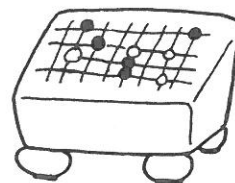
囲碁会

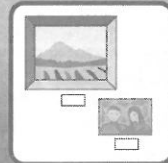
【囲碁会 大会結果】

昨年12月11日（金）に日本棋院有楽町囲碁センターで、囲碁大会を行いました。11名が参加、Aグループ（7名）はトーナメント方式、Bグループ（4名）は総当たり方式で熱戦を繰り広げました。

入賞者は下記の通りです。

順位	Aグループ	Bグループ
優勝	脇田 充	川田 勝美
2 位	森山 寿雄	池田 則夫
3 位	石田 光昭	





句遊会

十二月詠草

兼題…年惜しむ、蜜柑、当季雑詠

あれこれと抱えたままに年惜しむ 六川

耳も目も今は確かに年惜しむ 宮川

年惜しむ使ひ減りせし認め印 石原(尚)

年惜しむ人の集ひて第九かな 佐藤

蜜柑山見下ろす先は伊予の海 森

蜜柑剥く手を止めしばし大相撲 清家

一つもぎ二つもぎするみかん狩り 鈴木

盆栽展小さき柿の世界あり 高橋

焼牡蠣や地酒の腹に染み渡る 大仲

七福神苦から福への橋渡し 眞田

伝説のひと逝き俄に冬めきぬ 城戸崎

行過ぎて戻り来て買ふシクラメン 石野

闇汁に我が煩惱も投げ入れる 安井

それぞれに強さ秘めたる冬木の芽 石原寛

地に落葉最期のマンダラ描きけり 中山

小春日や背筋のしやんと伸びにけり 生江沢

写友会



「浜離宮梅一輪」

田村 邦彦

事務局通信



◆行事報告

	出席者
第127回理事会	
12月11日(金)10:00～12:00 事務局	15
会報委員会	
編集	
12月3日(木)10:00～12:00 事務局	5
校正	
12月17日(木)10:00～12:00 事務局	6
広報委員会	
12月7日(月)14:00～17:00 事務局	7
ホームページ委員会	
12月2日(水)10:00～12:00 事務局	12
◇一般部会	
第520回研修見学会	
12月8日(火)15:00～16:00	74
虎ノ門ヒルズ及び周辺エリア	
第721回講演会	
12月8日(火)14:00～15:00 虎ノ門ヒルズ	74
講師 森ビル広報室リーダー 渡邊 茂一氏	
演題 虎ノ門ヒルズと周辺の再開発	
懇親会	
12月8日(火)16:00～17:00 虎ノ門ヒルズカフェ	66
◇監査部会	
第281回監査セミナー	
12月15日(火)14:30～17:00 日比谷図書文化館	89
講師 山口利昭法律事務所 弁護士 山口 利昭氏	
テーマ 動き出した監査等委員会設置会社—その光と影	
第189回監査実務研究会	
12月22日(火)14:00～17:00 文京シビックセンター	31
問題提起者 元(株)トライアイズ 常勤監査役 古川 孝宏氏	
テーマ T社事件を巡る出処進退・対応のいろいろ	
(監査役会、弁護士、公認会計士等)	
第42回スタディグループ分科会	
12月9日(水)14:30～17:00 文京シビックセンター	23
発表者 元三井不動産リフォーム(株) 常勤監査役 太田 剛氏	
日本鑄造(株) 常勤監査役 北條 幸一氏	
(株)弘電社 常勤監査役 岡部 博憲氏	
三菱電機メテックス(株) 常任監査役 藤井 孝氏	
テーマ 事業報告に記載されている各企業の「内部統制」の文章比較	
第41回独立委員会セミナー	
12月16日(水)14:30～17:00 文京シビックセンター	34
講師 元日本オキシラン(株) 常勤監査役 板垣 隆夫氏	
(株)ユニマットリタイアメント・コミュニティ	
常勤監査役 高橋 英生氏	
テーマ 労働法遵守における監査役のある方	
第40回監査役業務分科会	
12月10日(木)14:30～17:00 文京シビックセンター	11
内容 ①SG分科会「監査役と座右の銘」WG報告	
元富士石油(株) 常勤監査役 中山祐伸氏	

②「(続)監査役職務確認書について」 平田倉庫(株) 常勤監査役 坂倉 明氏

第6回新任監査役セミナー	
12月7日(月)14:30～17:00 文京シビックセンター	16
講師 (株)キューブシステム 常勤監査役 小泉 滋氏	
テーマ 期中監査の実行	
第4回会計基礎講座	
12月11日(金)14:00～17:00 文京シビックセンター	16
講師 ライト工業(株) 常勤監査役 木下 博之氏	
テーマ 会計の実務の基礎	
監査役職務執行確認書委員会	
12月10日(水)13:30～17:00 事務局	8
12月17日(木)13:30～17:00 事務局	7
取締役職務執行確認書委員会	
12月7日(月)9:30～12:00 事務局	7
12月14日(月)9:30～12:00 事務局	8
企業集団内部統制監査委員会	
12月2日(水)14:00～17:00 事務局	9
12月21日(月)9:30～12:00 事務局	9
監査等委員会勉強会	
12月14日(月)14:00～17:00 事務局	8
◇生涯学習部会	
写友会 撮影会	
12月18日(金)	浅草羽子板市 17
画友会 例会	
12月12日(土)13:30～16:30 文京シビックセンター	10
句遊会 例会	
12月7日(月)14:00～16:00 菱友会会議室	12
楽友会 例会	
12月9日(水)13:00～17:00 文京シビックセンター	19
囲碁会 大会	
12月11日(金)12:00～17:00 日本棋院	11
棋友会 例会	
12月21日(月)13:00～17:00 東京六甲クラブ	10
◇同好会	
声友会	
12月9日(水)13:00～16:00 (銀座)505	9
楽器演奏同好会	
12月12日(土)	横浜練習会場 6

◆会員・会友異動

(新入会友)	
○庄司 貞夫 (株)東京テレポートセンター 代表取締役社長	
紹介：田中 彰氏	
(退会会友)	
○伊藤 誠厚 元(株)トーソー	
(交替会員)	
○宮本 雅文 王子製紙(株)常勤監査役	
前任：土谷慶一氏	
○和田 弘二 (株)久保工常勤監査役	
前任：中山博資氏	

会 員	会 友	計
160	151	311

H27. 12月末現在

編集後記

●前回は歴史文化施設を訪ねた年末恒例の研修見学+講演会は、今回は森ビル「虎ノ門ヒルズ」。幹線道路の上に「バーティカル・ガーデン・シティ」を作った事業主体は東京都とのこと。有明方面を目指す道路計画に東京五輪が身近に感じられた●監査セミナーは私も時々訪問する「ビジネス法務の部屋」の山口利昭氏「監査等委員会設置会社の光と影」。変化する法制度環境で監査当事者個々人のあり方を再考しなければならない。ふと「外部から来るものよりも、我々自身の内部にあるものの方がより力をもつ(スピノザ)」を想起した●句遊会で「伝説の人逝き俄に冬めきぬ」という拙句に共鳴頂けたのは原節子の時代を体験した方だった。昭和も遠くなりにはけり

(城戸崎 雅崇)